

「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」への対応状況

目次

(前提) いじめの定義の理解と共通認識の重要性	1
① 「教職員用いじめ対策必携」や「再調査報告書」等を活用した職員研修の実施	1
第1 いじめ防止等のための対策及び重大事態の発生防止策	2
① いじめ防止子供サミットの保護者への呼び掛けや、児童生徒自らがいじめを学習する機会の呼び掛け等、生徒の学習機会の質的充実	2
② 児童生徒の微かなサインに気付くための年数回（5回以上）のアンケート等の実施	4
③ 臨床心理士等相談員の派遣体制の充実（派遣回数増加、臨床心理士等相談員による職員研修の実施）	5
④ 学校いじめ対策組織が中心となって定期的な教育相談等を実施するなどいじめを訴えやすい体制の整備と教職員間での生徒情報の共有化	6
⑤ 保護者からの連絡のない欠席等への対応確認	9
⑥ 医療機関等の関係機関と連携	9
⑦ 児童生徒の状況把握・判断に関する事例研究（重大事態の当事者や関係者の生の声に学ぶ機会の研修）等による研修の充実	10
第2 児童生徒の自殺事案等が発生した後の学校等の対応	11
① 基本調査と詳細調査の関係の整理	11
② 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「鹿児島県いじめ防止基本方針」により則した対応	11
③ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づいた、県教育委員会と学校との連携した対応	12
④ 「再調査報告書」を活用した重大事態発生後の対応の職員研修の実施	13
第3 調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方	13
① 自殺事案等が発生した際の保護者対応、基本調査・詳細調査についての周知	13
② 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の設置	14
第4 いじめの防止等の対策の今後の検証	14
① 各学校の「いじめ問題に対する取組状況」の実態調査	15
② 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の調査・審議（検証）	15

（前提）いじめの定義の理解と共通認識の重要性

【提言】

- いじめの未然防止・早期発見対応・重大事態発生後の対応など、すべての局面において基本となることは、いじめについての正しい理解と共通認識をもつことである。

【対応】

① 「教職員用いじめ対策必携」や「再調査報告書」等を活用した職員研修の実施

- 「いじめ再調査に係る再発防止策等検討会」の提言を受け、令和3年度に「教職員用いじめ対策必携」を全教職員に再配布し、職員研修等で活用できるようにした。
- 県教育委員会ホームページの生徒指導の項目を整理し、「いじめ防止等に関する内容」のページに「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止基本方針」、「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」、「再調査報告書」、「教職員用いじめ対策必携」等を掲載した。



県教育委員会ホームページ「いじめ防止等に関する内容」

<https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/documents/30ijimebousi.html>

- 地区別高等学校等生徒指導連絡協議会（管理職と生徒指導担当者が出席，年2回開催）にて，年間行事の予定にいじめ問題に関する職員会議や校内研修会〔全職員のいじめの認知の判断・対応・解消のスキルアップに関する研修〕を計画して実施することとした。
- 前期の地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」の概要を配布し，各学校で再度確認するよう指示した。
- 各学校の校内研修の実施状況について，10月末の「いじめを考える週間」の調査報告で集約した。

令和4年度 職員研修を実施した ⇒61校 (100%) [61校 (100%)]
複数回研修を実施した ⇒27校 (44.3%) [23校 (37.7%)]
2回⇒17校, 3回⇒7校, 4回, 6回, 7回⇒各1校
[2回⇒21校, 3回⇒11校, 6回⇒1校, 7回⇒1校]

(校数は全日制高校, []はR3の結果)

研修資料:「いじめ再調査に係る再発防止対策等の提言」,「再調査報告書」,「教職員用いじめ対策必携」,「生徒指導連絡協議会資料(抜粋)」,「いじめ防止等対策推進法」,「いじめ防止基本方針」等

第1 いじめ防止等のための対策及び重大事態の発生防止策

【提言】

- ・ 県下の学校では,様々な側面からいじめ問題について学習する機会を設定し,実践がなされているところであるが,さらなる学習の質的な充実を求める。
- ・ 学校・教職員には,児童生徒にとって気軽に話や相談をしやすい存在として認識されるための具体的な取り組みを求める。
- ・ 再調査報告書においても担任と副担任の間では「欠席した生徒に関する対応を含めた情報等も共有されていなかった」ことが指摘されている。教職員間の個人的な対話も含めた情報交換は重要であり,その具体的手法について検討し,改善につなげることを求める。
- ・ 過去に生じた重大事態等の事例に真摯に学び,具体的に児童生徒の状況把握がうまくできていなかった要因やその反省から,自校の場合には何を具体化していく必要があるかを全教職員が自分事として具体的に考えることのできる事例研究を中心とした研修の充実を求める。

【対応】

- ① いじめ問題子供サミットの保護者への呼び掛けや,児童生徒自らがいじめを学習する機会の呼び掛け等,生徒の学習機会の質的充実
 - 昨年度は,保護者用の「いじめ問題子供サミット」のリーフレットを作成し,会場参加に加え,オンラインでも視聴できる環境で実施した。また,本年度は会場とオンライン参加の各学校等を相互接続し,相互に意見交換できるようにした。
 - ・ 日 時:令和4年12月26日(月) 午後1時~午後4時30分
 - ・ 場 所:市町村自治会館
 - ・ 参加者:小・中学校,義務教育学校,高等学校,特別支援学校の児童生徒,保護者,教育関係者など459人が参加
 - ・ 発表校:鹿児島市立河頭中学校,いちき串木野市立生冠中学校,指宿市立西指宿中学校,出水市立米ノ津東小学校,始良市立加治木中学校,垂水市立垂水中央中学校,中種子町立中種子中学校,龍郷町立龍南中学校,

県立鹿児島水産高等学校

- ・ 活動内容：参加型体験学習及びディスカッション
(いじめの定義，解決方法，実践発表，いじめ防止)

—参加者（児童生徒）の感想—

- ・ 個人ではなく、みんなでいじめをなくそうとする意識をもつべきと感じた。
- ・ いじめを「止める」取組に加え、個性を大切にしたり、よりよい雰囲気づくりをするなど、いじめの原因を「つくりたくない」取組を行うことによって、学校がもっと楽しい場になると思った。
- ・ ストレスからいじめに繋がることがある。いじめられる側のケアは当然として、いじめる側にも心のケアが必要であると感じた。
- ・ 代表校の取組を聞きながら、自分の学校にも、まだまだできることがたくさんあると思った。自分たちの環境や雰囲気を自分たちで変えることによって、よりよい生活が全員で送れるようにしたい。
- ・ 小学生から高校生まで、みんなが自分の考えをもっていて驚いた。いじめについて考えたり話し合うことによって、考え方が変わったり、発見があったりと良い機会であった。自分の学校にもこのような機会がほしいと思った。
- ・ 人との距離を学んでいく私たち学生にとって、いじめの問題は深く考えるべきだと再確認できた。

—参加者（一般）の感想—

- ・ 学校や学年の垣根を越えて、子供たち同士が真剣に話し合う姿が素晴らしく、各学校のリーダーが話し合う良い機会だと感じた。
- ・ いじめの問題という大人でも頭を抱える課題に真剣に向き合う姿に、大人としてもっとしっかりしなくてはと、心が引き締まる思いであった。
- ・ 代表校による実践発表において、各学校の児童生徒の自主的な取組に感心させられた。ただ「いじめはいけない」と伝えるだけではなく、なぜいじめがいけないのかを考えさせ、いじめをなくすための具体策を考え、実際に取り組むことの重要性を実感した。



- 各学校では「いじめを考える週間」の期間に統一ロングホームルームを実施したり、講話を実施したりして、生徒のいじめに対する意識の高揚を図っている。

－具体的な事例－

- ・ 共通の指導案を参考に、各クラスの担任で工夫を凝らして「いじめ問題を考える」統一LHRを行う。図書室にも協力してもらい、いじめに関する図書スペースを準備している。
- ・ いじめの定義について学び、日常生活に潜むいじめについて、再認識する機会をつくれた。
- ・ 生徒がいじめの定義を正しく理解したことで職員にSOSや相談をもちかけやすくなった。
- ・ 朝読書の時間を設け、いじめに関するコラムを配付し、読後の感想文まで書かせた。生徒・職員ともにいじめを決して他人事としない意識の高揚が感じられる。
- ・ 全校生徒に学校生活アンケートや個別の教育相談を実施し、さまざまな悩みを抱えている生徒の早期発見や早期対応を行い、学校全体で取り組んだ。
- ・ いじめ防止に関する標語作成を通じて、生徒たちは「いじめはよくないことだ。」という認識をしてくれたのではないかと思う。受け身的ではなく、生徒たちの主体的な取組があったと思われる。
- ・ いじめ問題やヘイトスピーチの実例について知ることによって、他者理解の大切さを感じたり、自己の言動を考えたりする機会となった。
- ・ クラスによるいじめ撲滅宣言を作成し、廊下へ掲示している。
- ・ 全校生徒、各学年単位で講話を行い、アンケートから自分の行動を見つめ直す良い機会になっている。人を思いやる気持ちと、「いじめは絶対に許さない」という姿勢を再認識している。

② 児童生徒の微かなサインに気付くための年数回（5回以上）のアンケート等の実施

- 令和4年2月に、令和4年度は「『学校生活アンケート』、学校が作成したアンケート、県総合教育センター作成の『学校楽しいーと』、『SNSチェックシート』を組み合わせて、年5回以上実施する」ことを指導した。

- ・ いじめの実態把握に関するアンケート調査の年間予定
年1回 ⇒ 0校 (0%) [0校 (0%)]
年2～4回 ⇒ 0校 (0%) [27校 (44.2%)]
年5回以上 ⇒ 61校 (100%) [34校 (55.7%)]
- ・ いじめの実態把握に関するアンケート調査方法 ※複数回答可
いじめに特化したアンケートを実施 ⇒ 31校 (50.8%)
生活アンケート等の中でいじめを把握 ⇒ 55校 (90.2%)
- ・ 記名式、無記名式（複数回答可）
記名式 ⇒ 34校 (42.6%) [26校 (42.6%)]

無記名式 ⇒47校 (77.0%) [51校 (83.6%)]

選択式 ⇒12校 (19.7%) [14校 (23.0%)]

(校数は全日制高校, []内はR3の結果)

○ アンケート調査の実施に当たり、前期地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて、「提言」を踏まえた留意点を説明した。

－ 留意点〔一部を掲載〕－

- ・ アンケートは可能な限り短い間隔で計画的に実施し、状況を把握する。
- ・ アンケート等を実施する際は、生徒が事実をありのまま記入できるよう環境を整える。
- ・ アンケートの結果は被害感情に着目し、積極的にいじめを認知する。
- ・ アンケートの結果は、原則として調査を実施したその日のうちに記入内容をいじめ対策組織で確認する。
- ・ アンケートの結果から「いじめがある」ことを認知した場合、組織で速やかに対応策を協議する。



学校生活アンケート



学校楽しいーと



SNSチェックシート

○ 一人一台端末を活用して、「学校楽しいーと」を実施することで、「入力シート」への入力作業を効率化することができるようにした。

○ いじめに関する全ての事案（いじめと疑われる事案も含む）及び解消の状況について、毎月報告するよう指導している。対応が難しい事案については経過を学校に確認し、解消するまで指導・助言を行っている。

③ 臨床心理士等相談員の派遣体制の充実

○ 臨床心理士又は臨床心理士に準ずる者を全ての県立高校に年12回派遣し、生徒の自殺対策の強化や問題行動等の解決を図った。

- ・ 派遣は年12回、1回あたり3時間

- 臨床心理士等の資格条件別人員：35人（臨床心理士32人）
- 令和3年度の実績
 - 相談回数（延べ数） 合計3,917回
生徒2,075回，保護者465回，生徒と保護者130回，教職員1,238回，その他9回
 - 内容別相談件数

相談内容	①不登校への対応	②いじめへの対応	③暴力行為	④児童虐待	⑤友人関係	⑥貧困の問題	⑦非行・不良行為	⑧家庭環境 (④、⑥を除く)	⑨教職員との関係
回数	628回	54回	14回	57回	517回	11回	33回	442回	139回
割合(%)	16.0%	1.4%	0.4%	1.5%	13.2%	0.3%	0.8%	11.3%	3.5%

相談内容	⑩心身の健康・保健	⑪学業・進路	⑫発達障害等	⑬その他の内容	合計
回数	951回	487回	125回	459回	3917回
割合(%)	24.3%	12.4%	3.2%	11.7%	100.0%

- 臨床心理士等相談員を講師とした自殺予防の校内研修（ゲートキーパー※に関する内容）を必ず実施することとしている。
 - 臨床心理士等相談員によるSOSの出し方に関する教育等を推進している。
- ※ ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応を図ることができる人のこと。
- 県立学校の教育相談担当者と臨床心理士等相談員の連絡協議会を年2回開催して、研究協議や情報交換等を実施し、本事業の効果的推進を図った。

④ 学校いじめ対策組織が中心となって定期的な教育相談等を実施するなどいじめを訴えやすい体制の整備と教職員間での生徒情報の共有化

- 各学校には、いじめ対策組織の構成員に臨床心理士等相談員やスクールソーシャルワーカーなどを加えて運営するように指導した。
 - 臨床心理士等相談員又はスクールソーシャルワーカーを加えている。
27校（44.3%）[32校（52.4%）]
 - 学校評価委員や警察経験者等の外部の委員を加えている。
6校（9.8%）[19校（31.1%）]
 - 臨床心理士等相談員又はスクールソーシャルワーカー及び学校評価委員や警察経験者等の外部の委員を加えている。
13校（21.3%）[一校（-%）]
（〔 〕はR3の結果）
- 学校に対し、臨床心理士相談員がいじめ被害者の生徒だけでなく、いじめ加害者の生徒についても面談をできるように連携した対応を求めた。
- アンケート調査を実施した場合、原則として調査結果は実施したその日のうちに

いじめ対策組織で記入内容を確認するように指導した。

※ アンケートでの発覚は、「未然防止」の段階ではなく、すでに被害感情を訴えている状態が明らかになった段階であるため、面談等の早期対応が必要である。

○ 学校では、アンケート以外に、教育相談・個別面談の実施〔61校（100%）〕、「生活ノート」など教職員と生徒の間で行われている日記等の取組〔23校（37.7%）〕、家庭訪問の実施〔26校（42.6%）〕など、いじめを訴えやすい体制の整備と教職員間での生徒情報の共有化に努めている。

- 生徒の行動や態度、状況等についての情報共有の場の設定
毎日 6校（9.8%）〔3校（4.9%）〕
週に1～3回程度 21校（34.4%）〔22校（36.1%）〕
月に2～3回程度 16校（26.2%）〔15校（24.6%）〕
月に1回程度 11校（18.0%）〔9校（14.8%）〕
他 7校（11.5%）〔12校（19.7%）〕

（校数は全日制高校、〔 〕はR3の結果）

○ SNSによるいじめ等の相談・通報窓口や県教委の電話相談ダイヤル（かごしま教育ホットライン24）を生徒・保護者に紹介し、生徒が悩みを抱えたときに相談しやすい体制の充実を図った。

かごしま教育ホットライン24 令和4年度：1,619件の相談（いじめ98件）
（11月末まで）

令和3年度：2,128件の相談（いじめ85件）

- 夜間・休日を含め24時間体制で運営している。
- 4月に全ての小学1年生、中学1年生を対象にカードを配布（私立学校も対象）。
※ 高校には5枚／1校を配布した。
- 高校生は携帯電話の所持率が高いことから、学校はリーフレットを配布したり、ポスターを校内に掲示したりして周知している。



かごしま子供SNS相談・通報窓口 令和4年度：相談220件、通報26件（11月末まで）

令和3年度：相談395件、通報32件

- 相談は17時～22時、通報は24時間で運営している。
相談員：臨床心理士、社会福祉士、教職経験者等

- 対象は公立の中学1年生から高校3年生としており、リーフレットを配布した。
- いじめの通報が寄せられた場合、教育委員会及び当該学校と連携して、対応に当たっている。

令和4年度 かごしま子供SNS相談・通報窓口



身近な人には言えない悩みについてLINEやWebチャットで相談できるよ。



自分や友達とのSOSを24時間いつでも受け取ってくれるよ。

悩みを相談したい 相談受付期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日 相談受付時間 17:00～21:30	学校に知らせたい 通報受付期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日 通報受付時間 24時間
--	---

鹿児島県教育委員会

学校ネットパトロール 令和4年：検出件数170件（いじめ43件）（11月末まで）
 令和3年：検出件数193件（いじめ11件）

- 委託業者が学校非公式サイト等の検索・監視し、投稿を危険度に応じて分類して報告されるようになっている。リスクレベルの極めて高い事案は、関係機関等へ直ちに通報するようになっている。

新聞掲載（南日本新聞）R4. 5. 7

悩みやいじめ SNS相談を

県教委、生徒向け窓口

鹿児島県教育委員会は、県内在住の中高生向けに、会員制交流サイト（SNS）やインターネットで悩みやいじめ情報を打ち明けられる「かごしま子供SNS相談・通報窓口」を開設している。通報は24時間受け付け、学校側にも原則内容を知らせる。来年3月31日まで。県

内の公立中学、高校、特別支援学校などに通う約7万6500人を基本的に対象とする。

無料アプリ「LINE（ライン）」か専用ウェブページから受け付ける。相談には専門の相談員がチャット形式で応じ、対応時間は午後5～9時半。窓口につながる2次元コードは県教委ホームページで確認できる。緊急時は、電話窓口「かごしま教育ホットライン24」＝099（294）2200＝でも対応する。（小手川美子）

悩みやいじめの SNS相談・通報窓口

中学生・高校生を対象に、身近な人にはなかなか面と向かって言えないような悩みなどをチャット形式で相談できる「SNS相談」窓口と、いじめに関する情報などを学校に届けられる「SNS通報」窓口を設置しています。

○受付時間
 ・SNS相談：午後5時～午後9時30分
 ・SNS通報：24時間



LINE



WEB

（問い合わせ先）
 県教育庁高校教育課 ☎099(286)5532
鹿児島県 SNS相談窓口 **検索**

募集

鹿児島県技術専門学校
現場説明会参加者募集

○日 時 1月13日(金)
午前10時～午後5時

○対 象 技術職に興味のある学生など
農業、畜産、農業土木、林業、水産、土木、建築、化学士

○募集期間 1月10日(水)まで
○申込方法 インターネット
またはFAX

（問い合わせ先）
県庁人事課共済部総務課
☎099(286)3893 3894

鹿児島県 技術専門学校 検索

さがしまイフォメーション

鹿児島県立短期大学
令和5年度入学者一般選抜学生募集

○募集学科 文学科、生活科学科
○募集課程 第一前期課程
○出願期間 1月23日(月)～1月27日(金)
○試験日 2月15日(水)

（問い合わせ先）
鹿児島短期大学
☎099(220)1112

鹿児島県立短期大学 入試 検索

かごしま就業・就業相談会

就業や職業法人部への就業を目的とするための相談会を実施します。

○日 時 1月7日(土)
午前10時～午後4時

○場 所 かごしま市民交流センター
○内 容 就業、就業に関する相談
新卒就活生による体験セミナー

※要予約、事前申し込み不要
（問い合わせ先）
県庁経済企画課 ☎099(286)3160
かごしま就業・就業相談会 検索

くらし

肺炎ウイルス無料検査を受けよう

これまでに肺炎ウイルス検査を受けたことのない方を対象に、無料検査を実施しています。早期発見、治療のために、早めに検査を受けましょう。

※要予約、事前申し込み不要
（問い合わせ先）
県庁健康推進課
☎099(286)2724

鹿児島県 肺炎 無料検査 検索

**くらしを便利に！
マイナンバーカードをつくらう**

本人確認書類としての利用や各種証明書のコンビニでの取得、オンラインでの確定申告など、くらしを便利にするマイナンバーカード。

最大2万円相当のポイントがもらえるマイナンバーカード2割は、12月末までにカード申請した方が対象です。お早めの申請をお願いします。

（問い合わせ先）
県庁デジタル推進課
☎099(286)2389

お住まいの市町村
鹿児島県 マイナンバーカード 検索

**男性の育児・介護休業
取得促進セミナー受講者募集**

○日 時 1月25日(水)
14時～16時

○場 所 鹿児島県国際交流センター
（オンライン受講可）

○対 象 企業の管理職や人事労務担当者

○内 容 専門家による講演、事例発表、質疑応答、コンサルティング

○受講料 無料
○申込締切 1月16日(月)
県庁男女共同参画室
☎099(286)2634

鹿児島県 男性育児セミナー 検索

**鹿児島県 日豊地区
専門学校フェスタ**

専門学校の魅力を紹介するイベントを開催します。どなたでもご参加いただけます。

○日 時 12月21日(水)
午前10時～午後3時

○場 所 かごしま市民交流センター
○内 容 学習成果の展示、発表、体験学習、販売実習など
（問い合わせ先）
県教育庁高校教育課
☎099(286)5845

鹿児島県 専門学校フェスタ 検索

**くらしを便利に！
デジタルスタンプラリー第2弾**

昨年大好評だったデジタルスタンプラリーの第2弾です。鹿児島県、熊本県、愛媛県、高知県を巡って、3県の特産品プレゼントに応募できます。

○期 間 1月9日(月)～1月11日(水)まで
※LINEの公式アカウントを登録して参加してください。
（問い合わせ先）
県庁デジタル推進課
☎099(286)3008

鹿児島県 デジタルスタンプラリー 検索

食品ロス削減

まだ食べられるのに捨てられる食品ロスを削減し、「もったいない」をなくす活動を実施します。

（問い合わせ先）
県庁食料推進課
☎099(286)5532

鹿児島県 SNS相談窓口 検索

⑤ 保護者からの連絡のない欠席等への対応確認

- 県いじめ調査委員会の報告書（平成29年3月）にて、欠席連絡の重要性等について指摘されて以降、学校には生徒が欠席した場合は職員間で確認し合い、保護者と情報を共有するよう指導した。
 - ・ 改定した県いじめ防止基本方針（平成29年10月）に「学校を休む児童生徒の多面的な見取りや支援のために、正課及び課外活動（部活動含む）等における欠席の把握や保護者との情報共有が進むよう取組を促す。」と追記して学校に説明した。
- 県いじめ再調査委員会の報告書（平成31年3月）においても、生徒が欠席した場合の確認や連絡等について指摘されたことを受け、改めて、生徒が欠席した場合には保護者に対して確認・連絡を行うこととした。
 - ・ 地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて、「欠席は生徒の重大なメッセージの発信、生徒の欠席・遅刻・早退についてその日のうちに担任等と保護者間で確実に連絡確認を行うこと」とした。具体的には、県教委は学校に対し、「欠席連絡については、保護者からの連絡がなく児童生徒が欠席した場合や児童生徒本人から欠席連絡があった場合、学校から保護者へ必ず確認することとし、長期休業中の課外授業や部活動においても同様に対応すること」とした。

⑥ 医療機関等の関係機関と連携

- 学校医・医療機関などの関係機関の連携について、学校においては教育相談担当の職員や養護教諭が中心となり、スクールカウンセラーと連携をとりながら組織的に対応する体制を整えて取り組んでいる。
 - ※ 学校が医療機関と連携を取る場合、必ず保護者の同意を得るようにしており、医療機関には学校での対応の留意点などを確認することとしている。
- いじめ問題の状況や取組については、警察署やスクールサポーターなどの関係機関と情報交換を行い、連携協力した対応を図るよう指導した。（特に「ネット上のいじめ」は警察と連携して対応することとしている）。
 - －いじめ問題を連携して取り組んだ機関等（令和4年10月28日時点）－

警察	13校（21.3%）	児童相談所	10校（16.4%）
人権擁護委員	1校（1.6%）	民生委員	2校（3.3%）
その他	4校（6.6%）		（校数は全日制高校）
- 家庭環境の問題により登校できない生徒は、県のスクールソーシャルワーカーなどの専門家や福祉の関係機関等と連携して対応することとした。
 - ・ スクールソーシャルワーカー派遣実績16回（令和4年12月9日時点）

⑦ 児童生徒の状況把握・判断に関する事例研究（重大事態の当事者や関係者の生の声に学ぶ研修の機会）等による研修の充実

○ 県立高校の管理職等（管理職，生徒指導主任等）を対象に，重大事態の当事者を講演者とした研修を実施した（オンライン会議システム「Zoom」で実施）。

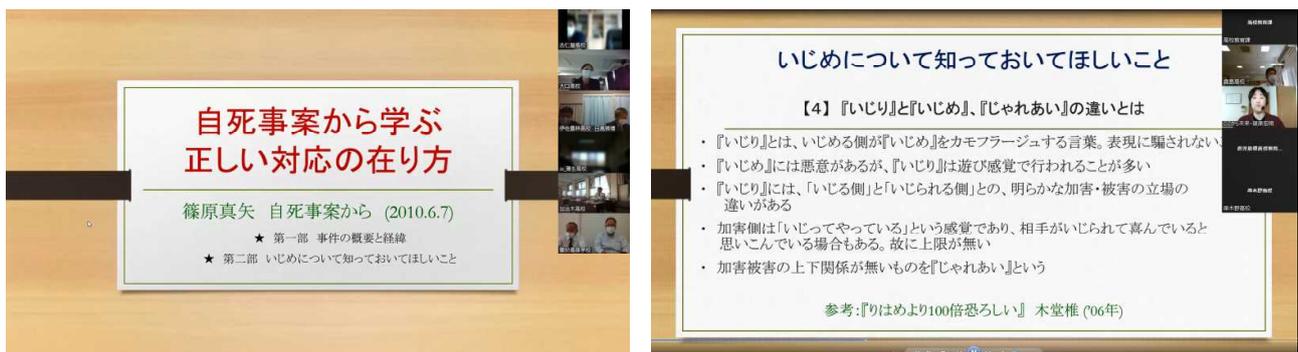
- ・ 日時：令和4年11月4日（金） 午後2時～午後3時40分
- ・ 講演者：一般社団法人ここから未来 理事 篠原 宏明 氏※
- ・ 参加者：123人（校長15人，教頭66人，生徒指導主任等42人）

※ 2010（平成22）年6月7日，当時中学3年生だった篠原様の次男，真矢（まさや）さんは「友だちのことを護れなかった」という遺書を遺して自死。

「困っている人を助ける。人の役に立ち優しくする。それだけを目指に生きてきました」という真矢（まさや）さんの思いを継ぎ，いじめをなくす活動に関わっています。

この世を去った子どもたちが，「また生まれてみたい」と思える世界をつくることこそが，残された者の責任と考え，また，いじめは，子どもたちを追い詰めている私たち大人の問題との考えから，おもに大人向けの講演を行っています。

（引用：『一般社団法人ここから未来』ホームページ）



—受講者の感想—

- ・ 我々がまずやらなければならないことは，最後に紹介していただいた「困ったときに相談してみようと思える人として，子どもから『選ばれる大人』になることだと思います。今後の校内研修等で本校の職員に話していきたいと思えます。
- ・ 今回伺ったことを肝に命じ，学校管理者の一人として責任と覚悟をもっていじめ問題の早期発見・早期解決に取り組んでまいります。
- ・ 今後同じようなことがないようにという思いから，このような啓発活動をされている篠原さん。また，実名で「傍観者となった事への償い」をしてくれた真矢君の友達。多くの大人や子供たちにこの思いを伝えていかないといけないと強く感じました。
- ・ 篠原さんが，真矢さんの生きた証，生まれてきた意味（使命）を見つけようと，深い悲しみから長い年月をかけて，ひとつひとつの事柄と向き合い，真矢さんと一緒に紡いできた言葉には深みと重みを感じました。

第2 児童生徒の自殺事案等が発生した後の学校等の対応

【提言】

- ・ 基本調査と詳細調査との関係を改めて指針に沿って整理し、基本調査はあくまで迅速に情報を収集・整理するための調査であるということを十分理解しておくことを求める。
- ・ 児童生徒の自殺事案等や重大事態が生じてしまった際に、当該学校において、今後どのような対応が必要となっていくかを当該事案に即して具体的に時系列に沿って整理することを求める。

【対応】

① 基本調査と詳細調査の関係の整理

- 提言で「基本調査や詳細調査移行の判断について国の指針にそぐわない形で行われた。」という指摘を受け、これまで県教委の対応について整理した。
 - ・ 詳細調査に移行するかどうかの判断については「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に「第三者的な立場の機関に意見を求めたり，外部専門家等の意見を求めたりして，その意見を尊重する体制とすることが望ましい」とあることから，いじめ防止等対策委員会にその移行の判断の意見を求めることとした。
 - ・ 自殺に至る過程や心理の検証を行い自殺予防・再発防止策を立てるという詳細調査の目的から，自死した生徒が明らかに学校に関係する要素が背景に疑われている場合は，「遺族がそっとしておいてほしい」という意向があったり，子供に自殺の事実を伝えて行うアンケート調査等を実施し難い状況にあたりしたとしても，いじめ防止等対策委員会にその移行の判断の意見を求めることとした。

② 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「鹿児島県いじめ防止基本方針」により則した対応

- 従来から，地区別生徒指導連絡協議会では「県いじめ防止基本方針」について説明していたが，提言を踏まえ，各学校において「県いじめ防止基本方針」に則って「学校いじめ防止基本方針」の運用の点検を積極的に実施することとした。
- 提言を踏まえ，学校には「重大な事態や深刻な事案」については，速やかに県教委に報告するよう求め，事案の報告があった際は，重大事態になったことを想定して「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を確認することとした。

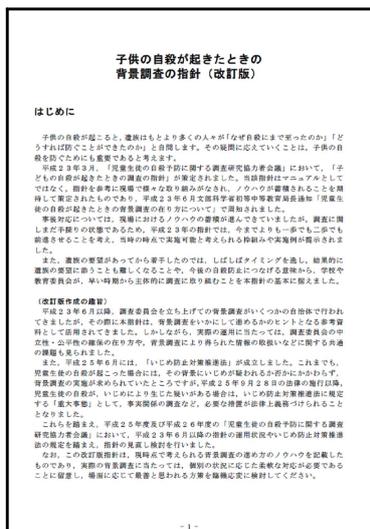


○ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」については、県教育委員会ホームページ「いじめ防止等に関する内容」にリンクを掲載している。

③ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づいた県教育委員会と学校との連携した対応

○ 自殺事案が発生した際は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づいて対応することを地区別生徒指導連絡協議会などで周知した。

- ・ 令和3年3月25日に各学校に対して「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」と「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を配布し、教職員が一層の理解と緊急時に適切に対応できるように職員研修を実施することとした。
- ・ 地区別生徒指導連絡協議会において、各学校に対して「重大事態発生時の危機管理マニュアル（生徒の自殺事案が発生したときの対応）」の点検・見直しを指示した。



○ 県教委は事案が発生した場合、指導主事を学校に派遣し、学校と緊密に連携して対応に当たっている。

④ 「再調査報告書」を活用した重大事態発生後の対応の職員研修の実施

- 「再調査報告書」が出された平成31年4月に、各県立高校の校長と生徒指導担当者に対して報告書の概要を説明し、「いじめについての正しい認識」、「教職員間の連携・情報共有」、「欠席時の確認・連絡」等について徹底を促すとともに、各学校において、再調査報告書を使って今回の事例を教訓としたいじめ防止対策についての教職員の研修を実施することとした。
 - ・ 県教委は、令和元年度以降は全ての学校において「再調査報告書」を活用した職員研修を実施するよう指導した。
 - ・ 令和3年度からは全ての学校において「再調査報告書」内容に加え、「提言」を踏まえた、いじめ防止等の取組を実施するよう指導した。
 - ・ 各学校では、いじめ再調査報告書の読み合わせ、学校いじめ防止基本方針の確認・見直し、現状の点検、今後の対応のあり方等について全職員で共通理解を図るなどの再調査報告書を活用した様々な研修を実施している。

第3 調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方

【提言】

- ・ 基本調査・詳細調査の目的・役割を、調査対象となる事案に係る保護者にしっかりと理解してもらうためにも、自殺事案等が発生した際に基本調査・詳細調査の目的・役割を保護者に説明することになる学校設置者・学校は、研修などを通して認識を改めることを求める。
- ・ 調査においては、自分の子どもに何があったのかを知りたいという保護者の思いに寄り添う必要がある。
- ・ 県教育委員会・学校が自発的・主体的に調査の実施を提案し、迅速に詳細調査へ移行できるように調査委員会の常設化を提案する。

【対応】

① 自殺事案等が発生した際の保護者対応、基本調査・詳細調査についての周知

- 前期の地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」（抜粋）を配布し、「調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方」で学校に求められている主な内容については要点を確認し、周知を図った。

—周知した点—

- ・ 基本調査・詳細調査の目的・役割を、調査対象となる事案に係る保護者にしつかりと理解してもらうためにも、自殺事案等が発生した際に基本調査・詳細調査の目的・役割を保護者に説明することになる学校設置者・学校は、研修などを通して認識を改める。
- ・ 調査においては、自分の子供に何があったのかを知りたいという保護者の思い寄り添う必要がある。
- ・ 専門家による詳細な調査で調査結果が出る前の段階で「いじめはなかった」、「学校に責任はない」などといった詳細調査によって明らかにされるべき事項について断片的な情報を発信することを避ける。
- ・ 児童生徒やその家庭に問題があったなどと発言するなど保護者の心情を害することは厳に慎む。

② 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の設置

- 調査委員会の常設化及び常設の検証体制の確立を図るため、新たに「鹿児島県いじめ防止等対策委員会条例（鹿児島県条例第35号）」を制定した〔令和3年7月16日公布〕。

—県いじめ防止等対策委員会所掌事務—

- ① いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づくいじめの防止等の対策についての調査審議を行う。
 - ② 法第24条の規定による調査（重大事態に該当しないものであっても、例えば児童生徒や保護者と学校の見解が異なるものについての調査）を行う。
 - ③ 法第28条第1項の規定による調査（重大事態に係る事実関係を明確にするための調査）を行う。
- 委員については、公平性・中立性を確保するため、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）に基づき、いじめ問題に関し、専門的知識及び経験を有する専門家の推薦を各職能団体、大学等に依頼した。
 - 各職能団体、大学から推薦された6人を委員に任命した。

第4 いじめの防止等の対策の今後の検証

【提言】

- ・ 学校や教職員がいじめの正しい理解をどの程度できており、いじめを認知するための努力を具体的にどのように継続しているかという実態調査とその検証が定期的になされることを求める。
- ・ 県教育委員会のいじめの防止等のための対策が、実効的に行われることを担保するため、検証機能を有する常設の機関の設置を求める。

【対応】

① 各学校の「いじめ問題に対する取組状況」の実態調査

- 各学校のいじめ問題に対する取組状況について、10月末の「いじめを考える週間」の調査報告で集約した。
 - ・ いじめ問題についての対応方針や相談体制等について教職員間の共通理解
 図った 61校 (100%) 図っていない 0校 (0.0%)
 - ・ いじめの積極的認知, 認知漏れがないかの十分な確認
 している 61校 (100%) していない 0校 (0.0%)

② 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の調査・審議（検証）

- 県いじめ防止等対策委員会において、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づくいじめの防止等の対策についての調査・審議を実施していただいている。（令和3年10月から令和4年12月までに会議を14回実施）。

【第1回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和3年10月20日（水） 午後2時～午後3時30分

場 所：県庁18階 特別会議室

議 事：委員会の運営について

いじめ防止対策推進法に基づく本県の取組について

令和2年度児童生徒の問題行動等不登校等（鹿児島県公立学校）の状況について

【第2回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和3年11月29日（水） 午前9時30分～午前11時30分

場 所：県庁16階 教育委員会室

議 事：いじめの早期発見に係る本県の取組について

事案の調査（非公開）

【第3回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年1月5日（水） 午前10時～正午

場 所：県庁16階 16-A-1会議室

議 事：「いじめの再調査に係る再発防止等の提言」への対応状況について

事案の調査（非公開）

【第4回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年1月31日（月） 午後2時～午後4時

方 式：Web会議システムを使用

議 事：事案の調査（非公開）

【第5回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年2月9日（水） 午前10時～午後11時45分
方 式：Web会議システムを使用
議 事：事案の調査（非公開）

【第6回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年2月28日（月） 午前10時～午後11時45分
方 式：Web会議システムを使用
議 事：事案の調査（非公開）

【第7回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年4月20日（水） 午前10時～正午
方 式：Web会議システムを使用
議 事：事案の調査（非公開）

【第8回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年5月30日（月） 午後1時～午後3時
方 式：Web会議システムを使用
議 事：事案の調査（非公開）

【第9回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年6月27日（月） 午後1時～午後2時35分
方 式：Web会議システムを使用
議 事：事案の調査（非公開）

【第10回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年7月22日（金） 午前10時～正午
方 式：Web会議システムを使用
議 事：事案の調査（非公開）

【第11回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年8月22日（月） 午後1時30分～午後3時10分
方 式：Web会議システムを使用
議 事：事案の調査（非公開）

【第12回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年9月16日（金） 午前10時～正午
方 式：Web会議システムを使用
議 事：事案の調査（非公開）

【第13回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年11月9日（水） 午前10時～午後0時20分

方 式：Web会議システムを使用

議 事：事案の調査（非公開）

【第14回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年12月23日（金） 午後2時～午後4時

方 式：Web会議システムを使用

議 事：事案の調査（非公開）

【第15回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和5年1月6日（金） 午後2時～午後4時

場 所：県庁16階 教育委員会室

議 事：令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等（鹿児島県公立学校）の状況について

「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」への対応状況について
いじめ防止対策推進法に基づく本県の取組について